(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
⑦	⑦	藤	〃		

※該当箇所に ☑ すること。

1 政治団体の名称（ふりがな） 隆元会（りゅうげんかい）

2 主たる事務所の所在地 〒157-0074 東京都世田谷区大蔵2－1－20 エクセル大蔵301大島方

3 代表者の氏名 大島 美重

4 会計責任者の氏名 豊田 圭三

5 令和 7 年分

団体コード	
前年繰越額	0 円

事務担当者の氏名 豊田 圭三

電話番号 03-3508-7486

受付	審査	確認
消込	パンチ	照合

3111号 8.6.24 東京都選挙管理委員会事務局

受付 8.8.14 収支公開室 第 号

活動区域の区分

全国（2都道府県以上）

資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☑ 無

公職の種類 （現・候）

資金管理団体の届出をした者の氏名

(※) 資金管理団体の指定の期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等 中谷 元

公職の種類等 衆議院議員 (現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

2094

105840

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	0
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	0
支　出　総　額	0
翌年への繰越額	0

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年 6月24日

政治団体の名称　隆元会

会計責任者の氏名　豊田　圭三

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年６月 11 日

隆　元　会
代表　大　島　美　重　殿

登録政治資金監査人　山野井俊明

登　録　番　号　　第　2298　号
研修修了年月日　　平成２６年４月１５日

1　監査の概要
（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第１項の規定に基づき、隆元会の令和７年に係る法第 12 条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
（２）この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
（４）この政治資金監査は、隆元会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人である山野井俊明が判断したため、山野井俊明の事務所（東京都渋谷区広尾４丁目２番 14-201 号）において行った。

2　監査の結果
私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
（１）　法第 19 条の 13 第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、隆元会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
（２）法第 19 条の 13 第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
（３）法第 19 条の 13 第２項第３号に規定する事項について、法第 12 条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
（４）法第 19 条の 13 第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限
隆元会と私との間には、法第 19 条の 13 第５項の規定に違反する事実はない。
また、隆元会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上